

各法人制度比較表

参考資料 1

【表 1：一般的な非営利法人が公益性を有すると判断する際の要件の参考となる現行制度上の規定】

(平成 16 年 2 月 23 日現在)

目的	項目	公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
		法人の定義・目的 一 不特定多数の者の利益の実現（公益目的の禁止又は制限） 二 宗教活動・政治活動の禁止又は制限	○積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人 ○次の法人は、公益法人として不適切 ①同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの ②特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの ③後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの (公益法人の設立許可及び指導監督基準。以下「指導監督基準」)	○特定非営利活動（別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）を行うことを主たる目的とする団体（2） ○宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主目的とするものでない（2 II ②イ） ○政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主目的とするものでない（2 II ②ロ） ○特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでない（2 II ②ハ）	同左 ○公益活動等の規模の制限あり（租税特例措置法施行令（以下「租特令」）39 の 22 の 2 I ②）	同左 ○次の活動を行っていない（租特令 39 の 22 の 2 I ④イ） ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること ②政治上の主義を推進・支持し又はこれに反対すること ③特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
事業	法人の事業	○祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する事業を行うが（34）、行いうる事業を具体的に制限する規定はなし ○収益事業（指導監督基準）	○特定非営利活動に係る事業（保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進等（法別表）） ○特定非営利活動に係る事業以外の事業（5 I）	同左	○宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること（2） ○公益事業（6 I） ○公益事業以外の事業（6 II）	○私立学校の設置（3） ○収益事業（26 I）	○病院、診療所又は介護老人保健施設の開設（39 I） ○医療関係者の養成又は再教育、医学等に関する研究所の設置等（42 I） ○（特別医療法人の場合）厚生労働大臣が定める業務（収益業務）（42 II）	○更生保護事業（2） ○公益事業（6 I） ○収益事業（6 I）	○社会福祉事業（22） ○公益事業（26 I） ○収益事業（26 I）	規定なし (格別の制限はなく、公益的事業や収益事業を行うことは妨げられない)
	一 公益性を有する事業（以下「公益事業」）の要件	○次の事項に適合しなければならない(指導監督基準) ①当該法人の目的に照らし適切な内容の事業であること ②事業内容が定款・寄附行為上具体的に明確であること ③営利企業として行うことが適当な事業を主とするものでないこと	○特定非営利活動に係る事業等の内容が、定款上具体的に明確に記載されていること(NPO 法の運用方針について。以下「運用方針」) ○特定非営利活動事業に係る支出規模は、設立当初の事業年度・翌事業年度ともに総支出額の 2 分の 1 以上(運用方針)	同左	○公益事業を実施可能（6 I）	○私立学校の設置（3）	規定なし	○その営む更生保護事業に支障がない限り、公益事業を実施可能（6 I）	○その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を実施可能（26 I）	規定なし
	一 収益事業の要件	○公益的事業の推進に資するもので、公益事業費を賄うのに必要な程度の規模、公益法人としての社会的信用を傷つけないものにつき実施可能（指導監督基準）	○特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を実施可能。収益を生じた場合、当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない（5 I） ○その他の事業の収益は、設立当初の事業年度・翌事業年度ともに特定非営利活動に係る会計に全額繰り入れられていること（運用方針） ○その他の事業において、設立当初の事業年度・翌事業年度ともに赤字計上されていないこと（運用方針）	同左	○目的に反しない限り、公益事業以外の事業を実施可能で、収益を生じたときは、当該宗教法人、当該宗教法人を包括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない（6 II）	○設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため収益事業を実施可能（26 I） ○収益事業の種類は、私立学校審議会等の意見を聴いて所轄庁が定める（26 II） ○収益事業の実施には、寄附行為に記載し、認可を受けることが必要（30）	○（特別医療法人の場合）開設する病院、診療所等の業務に支障のない限り、定款等のあるところから当該特別医療法人の開設する病院等の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を実施可能（42 II）	○その営む更生保護事業に支障がない限り、その収益を更生保護事業又は公益事業に充てることを目的とする収益事業を実施可能（6 I）	○その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を実施可能（26 I）	規定なし

	項 目	公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
必要 な 規 律 (注1)	理事構成の制限	○理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下。また、同一の業界の関係者が占める割合は、2分の1以下(指導監督基準)	○それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の3分の1を超えて含まれないこと(21)	同左 ○運営組織に関して、次のいずれの割合も3分の1以下(租特令39の22の2Ⅰ③イ) ①親族等で構成するグループの人数／役員又は社員の数 ②特定の法人等の役員又は使用人で構成するグループの人数／役員又は社員の数	規定なし	○理事となる者に私立学校の校長、学校法人の評議員のうちから選任された者を含むこと(38Ⅰ・Ⅱ) ○各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないこと(38Ⅳ)	○理事長は、原則として医師又は歯科医師である理事のうちから選出(46の3Ⅰ) ○開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者は原則として理事に選任(47) ○(特別医療法人の場合)各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の二分の一を超えて含まれないこと(42Ⅱ①)	○それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれないこと(22)	○各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の二分の一を超えて含まれないこと(36Ⅲ)	規定なし
	評議員構成の制限	○同一親族、特定の企業の関係者、所管官庁出身者及び同一業界関係者が占める割合を、評議員会を実質的に支配しない程度とすること(指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○評議員となる者に、職員から選任された者、卒業生から選任された者を含むこと(44)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	財産的基盤の確保	○設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない ○設立目的の達成に必要な会費収入及び財産運用収入等があること ○基本財産の管理運用は、固定資産の常識的な運用益が得られ、利用価値が生ずる方法で行うこと ○運用財産の管理運用は、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うこと ○長期借入を行う場合、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとること(指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	○学校法人は、その設置する私立学校に備える必要施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない(25)	○医療法人は、その業務を行うに必要な財産を有しなければならない(41Ⅰ) ○病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十(特別医療法人にあっては百分の三十)に相当する額以上の自己資本を有しなければならない(医療法施行規則30の34)	○更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない(5)	○社会福祉法人は、社会福祉事業を行なうに必要な資産を備えなければならない(25)	○最低基金総額300万円を下回ってはならない(12)
	解散時の残余財産の帰属	①定款又は寄附行為で指定した人に帰属(72Ⅰ) ②理事は、主務官庁の許可を得て当該法人の目的と類似目的のために処分(72Ⅱ) ③国庫に帰属(72Ⅲ) (注) ・残余財産を社員に分配することは許されない(昭和29年3月24日付け法務省民事局長回答) ・社団法人の残余財産を社員に分配する旨の定款の規定は、公益法人の性質上無効(昭和47年9月12日付け法務省民事局第四課長回答)	①定款で定めた者に帰属(32Ⅰ)(定款で定める者は、NPO法人、国・地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人に限定(11Ⅲ)) ②清算人は、所轄庁の認証を得て国又は地方公共団体に譲渡可能(32Ⅱ) ③国庫に帰属(32Ⅲ)	同左	①残余財産の処分は規則で定める(50Ⅰ) ②他の宗教団体又は公益事業のために財産を処分(50Ⅱ) ③国庫に帰属(50Ⅲ)	①寄附行為で定めた者に帰属(51Ⅰ)(寄附行為で定める者は、学校法人その他教育の事業を行う者に限定(30Ⅲ)) ②国庫に帰属(51Ⅱ)	①定款又は寄附行為で定めた者に帰属(56Ⅰ) ②清算人が総社員の同意を経、都道府県知事の認可を受け処分(社団)(56Ⅱ) ③清算人が都道府県知事の認可を受け他の医療事業を行う者に帰属(財団)(56Ⅲ) ④国庫に帰属(56Ⅳ)(特別医療法人は定款等で定めた者(国・地方公共団体・特別医療法人)に帰属(42Ⅱ②、医療法施行規則30の35Ⅱ))	①定款で定めた者に帰属(32Ⅰ)(定款で定める者は、継続保護事業を営む者又は一時保護事業・連絡助成事業を営む更生保護法人に限定(11Ⅲ)) ②清算人は、法務大臣の認可を得て継続保護事業を営む者又は一時保護事業・連絡助成事業を営む更生保護法人に譲渡可(32Ⅱ) ③国庫に帰属(32Ⅲ)	①定款で定めた者に帰属(47Ⅰ)(定款で定める者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に限定(31Ⅲ)) ②国庫に帰属(47Ⅱ)	①定款で定めた者に帰属(86Ⅰ) ②社員総会の決議により定めた者に帰属(86Ⅱ) ③国庫に帰属(86Ⅲ)

	項 目	公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
必要な規律(注1)	暴力団関連団体の排除	規定なし	○暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制下にある団体でないこと(12 I ③) ○暴力団の構成員等は、特定非営利活動法人の役員になることはできない(20 ⑤) ○暴力団等に関する所轄庁から警察への意見照会(43 の 2) ○警察から所轄庁への意見陳述(43 の 3)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

(注1) 表1の「必要な規律」に係る項目は、原則として表3の「適正運営確保を図るための規律」に係る項目にも重複して記載。

【表 2：公益性を有する法人の公益性が維持・確保されるための要件の参考となる現行制度上の規定】（注 2）（注 3）（平成 16 年 2 月 23 日現在）

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
事業	公益事業の割合	○公益事業の規模は総支出額の 2 分の 1 以上(指導監督基準)	○特定非営利活動に係る事業の支出規模が 2 事業年度連続して総支出額の 3 分の 1 以下である場合、報告徴収等の対象となり得る(運用方針)	同左 ○総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費が 80 % 以上(租特令 39 の 22 の 2 I ④ハ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	付随事業に伴う利益の公益事業への使用	○収益事業の利益は、可能な限りその 2 分の 1 以上を公益事業に使用すること（指導監督基準）	○特定非営利活動に係る事業以外の事業により収益を生じた場合は、当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない（5 I） ○その他の事業の収益が、2 事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合、報告徴収等の対象となり得る(運用方針)	同左	○公益的事業以外の事業から収益を生じたときは、当該宗教法人等又は公益事業のために使用しなければならない(6 II)	○私立学校の経営に充てるため、収益を実施可能(26 I)	○（特別医療法人の場合）その収益を病院等の経営に充てるため、厚生労働大臣が定める業務を実施可能(42 II)	○その収益を更生保護事業又は公益事業に充てることを目的とする事業（収益事業）を実施可能（6 I）	○その収益を社会福祉事業又は公益事業に充てることを目的とする事業(収益事業)を実施可能（26 I）	規定なし
	受入寄附金の使途	規定なし	規定なし	○受入寄附金総額の 7 0 % 以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること（租特令 39 の 22 の 2 I ④ニ）	規定なし	規定なし	規定なし	○更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、寄附金を募集しようとするとき、募集の期間、使途等を明らかにした書面を法務大臣に提出して許可を受けなければならない（60 I）	○社会福祉事業を営む者等は、寄附金を募集するとき、募集の期間、使途等を明らかにした書面を都道府県知事等に提出して許可を受けなければならない（73 I）	規定なし
	共益活動等の規模	規定なし	○その他の事業の支出規模が、2 事業年度連続して総支出額の 3 分の 2 以上である場合、報告徴収等の対象となり得る（運用方針）	○事業活動のうち次の活動が占める割合が 50 % 未満（租特令 39 の 22 の 2 I ②） ① 会員等に対する資産の譲渡等又は会員等が対象の活動 ② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ③ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発等の活動 ④ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	パブリックサポートテスト(受入寄附金の割合)	規定なし	規定なし	○受入寄附金総額等が総収入金額等の 5 分の 1 以上（租特令 39 の 22 の 2 I ①）	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
必要な規律 （注 4）	管理費等の水準	○管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り 2 分の 1 以下とすること（指導監督基準） ○人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること（指導監督基準）	○管理費の総支出額に占める割合が、2 事業年度連続して 3 分の 2 以上である場合、報告徴収等の対象となり得る（運用方針）	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	内部留保の水準	○いわゆる「内部留保」は、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること（指導監督基準） ○内部留保比率は、法人の財務状況等によっても異なり、一律に定めることは困難であるが、一事業年度の事業費、管理費、固定資産取得費の合計額の 3 0 % 程度以下であることが望ましい（公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針。以下「運用指針」）	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

	項 目	公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
必要 な 規 律 (注 4)	理事報酬等の制限	○常勤理事(及び監事)の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする こと(指導監督基準)	○役員のうち報酬を受け る者の数が、役員総数の 3 分の 1 以下であること (2 II ①ロ)	同左 ○役員、社員等に対 し、特別の利益を与 えないこと(租特令 39 の 22 の 2 I ④ロ)	規定なし	規定なし	○(特別医療法人の 場合)法人の設立者、 役員等や社員又はこ れらの者の親族等に対 し、施設の利用、金 銭の貸付け、資産 の譲渡、給与の支給 等に関して特別の利 益を与えないもので あること(施行規則 30 の 35 I ⑤)	規定なし	規定なし	○理事報酬は、定款 に額を定めなかった ときは、社員総会の 決議で定める(43 II)
	監事報酬等の制限									○監事報酬は、定款 に額を定めなかった ときは、社員総会の 決議で定める(54 II) ○監事が数人の場合、 各監事の受ける額に ついて定款の定め又 は社員総会の決議が ないとき、監事の協 議で定める(54 III)
	区分経理	○収益事業を行う場合には、 事業計画書に明らかにすると ともに区分経理を行い、その 事業による支出、収入を明確 にすることが必要(運用指針)	○その他の事業に関する 会計は、特定非営利活動 に係る事業に関する会計 から区分し、特別の会計 として経理しなければならない(5 II)	同左	規定なし	○収益事業の会計は、 学校法人の設置する 私立学校の経営に関 する会計から区分し、 特別の会計として経 理しなければならない(26 III)	○収益業務に関する 会計は、開設する病 院等の業務等に関す る会計から区分し、 特別の会計として経 理しなければならない(42 III)	○公益事業又は収益 事業に関する会計は、 それぞれ更生保護事 業に関する会計から 区分し、特別の会計 として経理しなければ ならない(6 II)	○公益事業又は収益 事業に関する会計は、 それぞれ社会福祉事 業に関する会計から 区分し、特別の会計 として経理しなければ ならない(26 II)	規定なし
	会計原則	○原則として、公益法人会計 基準を適用(指導監督基準、 指導監督連絡会議決定)	○特定非営利活動促進法 の規定による(27)	同左	規定なし	○原則として、学校 法人会計基準を適用 (私立学校振興助成 法(以下「私学助成 法」)14 I)	規定なし	規定なし	規定なし	○企業会計原則を参 照(9 IV ①(商法32 準用))
	情報開示 一開示範囲 開示方法	○財産目録・社員名簿を事務 所に備置(51) ○主たる事務所や所管官庁に 下記①～⑩を備え置き、国民 一般が閲覧可(指導監督基準) ○各府省は所管法人に対し、 業務及び財務等に関する資料 (下記①～⑩)をインターネ ットにより公開するよう要請 (関係閣僚会議幹事会申合せ)	○主たる事務所に備え置 き、社員その他の利害関 係人から閲覧の請求があ った場合には、正当な理 由がある場合を除き、閲 覧させること(28) ○所轄庁に閲覧の請求を した場合に閲覧可(29 II)	同左 ○下記イ～ホの書類 について閲覧の請求 があった場合には、 正当な事由がある場 合を除き、これを閲 覧させること(租特 令 39 の 22 の 2 I ⑤) ○下記へ～りの書類 について、国税庁長 官に閲覧の請求をし た場合に閲覧可(租 特令 39 の 22 の 2 VIII)	○事務所に備え置き、 信者その他利害関係 人であって閲覧する ことについて正当な 利益があり、かつ、 その閲覧の請求が不 当な目的でないことと認 められる者は閲覧可 (25 II、III)	○事務所に備置(47)	○事務所に備え置き、 債権者は閲覧可(52)	○事務所に備え置き、 国民一般が閲覧可(2 9 III)	○各事務所に備え置 き、当該社会福祉法 人が提供する福祉サ ービスの利用を希望 する者その他の利害 関係人は閲覧可(44 IV)	○(計算書類等)主 たる事務所及び従 たる事務所に備え置 き、社員及び債権者は 閲覧又は謄本・抄本の 交付請求可(61) ○(定款等)主たる 事務所及び従たる事 務所に備え置き、社 員及び債権者は閲覧 又は謄写請求可(68) ○総社員の議決権の1 0 分の 1 以上を有する 社員は、会計帳簿及 び会計書類の閲覧又 は謄写請求可(69)
	一開示内容	①定款又は寄附行為 ②役員名簿 ③(社団法人の場合)社員名簿 ④事業報告書 ⑤収支計算書 ⑥正味財産増減計算書 ⑦貸借対照表 ⑧財産目録 ⑨事業計画書 ⑩収支予算書 (指導監督基準) ○各府省は所管法人に対し、 当該法人の役員名簿に以下に 掲げる事項を付記するよう指 導 (1)各役員の常勤・非常勤の 別 (2)国家公務員出身者である 役員の最終官職 (関係閣僚会議幹事会申合せ)	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤役員名簿 ⑥社員のうち 10 人以上の 者の氏名及び住所又は 居所を記載した書面 ⑦定款、その認証又は登 記に関する書類の写し (28、29 II)	同左 イ左記 NPO の①～⑦ ロ役員報酬又は従業 員給与の支給に関 する規程 ハ助成金の支給内容 等の書類の写し ニ資金に関する事項、 資産の譲渡等に関 する事項等を記載 した書類 ホ寄附金を充当する 予定の事業の内容を 記載した書類 (租特令 39 の 22 の 2 I ⑤) へ認定に係る申請書 ト助成金の支給に係 る書類 チ海外送金等に係る 書類 リ財務省令で定める 書類(事業報告書 等、寄附金額を記載 した書類等)	①規則及び認証書 ②役員名簿 ③財産目録、収支計 算書及び貸借対照 表 ④境内建物に関する 書類 ⑤責任役員その他規 則で定める機関の 議事に関する書類 及び事務処理簿 ⑥公益事業又は収益 事業に関する書類 (25 II)	①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 (47)	①財産目録 ②貸借対照表 ③損益計算書 (52 I)	①事業成績書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書(収益 事業については損 益計算書) (29 I)	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監事の意見を記載 した書面 (44 II・IV)	①貸借対照表 ②損益計算書 ③事業報告書 ④剰余金の処分又は 損失の処理に関す る議案 ⑤附属明細書 ⑥監査報告書 (59 I、61) イ定款 ロ社員名簿 ハ社員総会の議事録 (その謄本) ニ商法253 I の書類 (その謄本) (68)

	項 目	公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人 (租特令 39 の 22 の 2Ⅷ、租税特別措置 法施行規則 22 の 11 の 2ⅩⅨ)	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
必 要 な 規 律 (注 4)	役員報酬関連情報	規定なし	○役員名簿に、前事業年 度において役員であった ことがある者全員につい ての前事業年度における 報酬の有無を記載(28Ⅰ)	同左 ○役員報酬又は従業 員給与の支給に関す る規程(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ⑤ロ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	株式保有等制限	○公開市場を通じる等ポ ートフォリオ運用であることが明 らかな場合、財団において基 本財産として寄付された場合 に限り株式保有可能(指導監 督基準)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	取引記録等	規定なし	規定なし	○財務省令で定める ところにより帳簿書 類を備え付けて取引 を記録し、当該帳簿 書類を保存している こと(青色申告法人 と同等)(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ③ロ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	不適正な経理	規定なし	規定なし	○不適正な経理を行 っていないこと(租 特令 39 の 22 の 2Ⅰ ③ハ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	助成金支給に係る 書類の提出	規定なし	規定なし	○助成金の支給を行 う場合、事前にその 内容等を記載した書 類を、事後にその実 績を記載した書類を 国税庁長官に提出す ること(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ④ホ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	海外送金等に係る 書類の提出	規定なし	規定なし	○海外への送金又は 金銭の持出しを行う 場合は、事前にその 内容を記載した書類 を国税庁長官に提出 すること(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ④ヘ)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	不正行為等	規定なし	規定なし	○法令違反、公益に 反する事実等がない こと(租特令 39 の 22 の 2Ⅰ⑥)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	設立後の経過期間	規定なし	規定なし	○設立の日以後 1 年 を超える期間が経過 していること(租特 令 39 の 22 の 2Ⅰ⑦)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	所轄庁の証明書	規定なし	規定なし	○所轄庁から法令等 に違反する疑いがない 旨の証明書の交付 を受けていること(租 特令 39 の 22 の 2Ⅰ ⑧)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

(注 2) 表 1 の「一般的な非営利法人が公益性を有すると判断する際の要件」に係る項目はすべて表 2 の「公益性を有する法人の公益性が維持・確保されるための要件」に係る項目に含まれ得ると考えられるが、重複を避けるため表 2 には含めていない。

(注 3) 法人の「目的」については、現行制度上、関連する規定はないが、当該法人が意図した目的が達成されているかどうかについて事業の実施状況等を含む活動実績の面から検証可能である点に留意。

(注 4) 表 2 の「必要な規律」に係る項目は、原則として表 3 の「適正運営確保を図るための規律」に係る項目にも重複して記載。

【表3：公益性を有する法人の適正運営の確保を図るための規律等の参考となる現行制度上の規定】（注5）（平成16年2月23日現在）

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
設 立 関 係	設立主義 設立手続の概要	許可主義 (34) ○定款、寄附行為の作成 (37、39) ○主務官庁の許可 (34) ○設立登記 (45)	認証主義 (10 I) ○定款等法定書類の作成 (10 I、11 I) ○所轄庁に対する認証の申請 (10 I) ○申請に係る公告、縦覧 (10 II) ○所轄庁による設立の認証 (10 I、12) ○設立登記 (7、13、組合等登記令3 I) ○設立登記完了届出書の提出 (13 II)	同左	認証主義 (12 I) ○規則の作成 (12 I) ○規則案の要旨の公告 (12 III) ○所轄庁に対する認証の申請 (13) ○所轄庁の認証 (12 I、14) ○設立登記 (15、52)	認可主義 (31) ○寄附行為の作成 (30 I) ○所轄庁に対する認可の申請 (30 I) ○所轄庁の認可 (31) ○設立登記 (28、33、組合等登記令3 I)	認可主義 (44 I) ○定款又は寄附行為の作成 (44 II) ○都道府県知事に対する認可の申請 (医療法施行規則31) ○都道府県知事の認可 (44 I、45) ○設立登記 (43、46、組合等登記令3 I)	認可主義 (10) ○申請書及び定款の作成 (10、11 I) ○法務大臣に対する認可の申請 (10) ○法務大臣の認可 (10、12) ○設立登記 (8、14、組合等登記令3 I)	認可主義 (31) ○定款の作成 (31 I) ○所轄庁に対する認可の申請 (社会福祉法施行規則2) ○所轄庁の認可 (31 I、32) ○設立登記 (28、34、組合等登記令3 I)	準則主義 (6) ○定款の作成・署名 (10 I・II) ○公証人の認証 (10 III (商法167 準用)) ○理事及び監事の選任 (13 I) ○基金の募集等 (14～16) ○現物抛出の調査等 (17) ○設立手続の調査 (18) ○設立登記 (6、19)
	設立無効等の訴え	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定あり (22)
社 員	最低人数 地位等	規定なし (2人以上) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による (37 ⑥)	○10人以上 (12 I ④) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による (11 I ⑤) (不当な条件を付さないこと (2 II ①イ))	同左			○社団医療法人には、持分のあるものとなないものが存在 ○地位の譲渡性なし ○(社団医療法人の場合) 社員たる資格の得喪に関する規定一定款による (44 II ⑦)			○2人以上 (10 I) ○出資義務・持分なし ○地位の譲渡性なし ○社員たる資格の得喪に関する規定一定款による (10 II ④)
	責任	規定なし (有限責任)	規定なし (有限責任)	同左			規定なし (社団にあっては有限責任)			規定なし (有限責任)
理 事	理事の人数	○1人又は数人 (52 I) ○法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと (指導監督基準)	○3人以上 (15)	同左	○3人以上の責任役員 (18 I)	○5人以上 (35 I)	○原則3人以上 (46の2 I)	○5人以上 (16)	○3人以上 (36 I)	○1人又は数人 (39)
	理事の選任	○社団の理事は総会、財団の理事は原則として評議員会で選任 (指導監督基準)	規定なし	同左	○規則で記載 (12 I ⑤)	○寄附行為の定めるところにより選任 (私立学校の校長及び評議員会から選出された者を含める) (38 I・II)	○開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者は原則として理事となる (47)	規定なし	規定なし	○社員総会で選任 (40)
制 度	理事の任期	○原則2年 (指導監督基準)	○2年以内において定款で定める期間 (24 I)	同左	○規則で記載 (12 I ⑤)	規定なし	規定なし	○3年以内において定款で定める (24)	○2年を超えることはできない (36 II)	○2年 (最初の理事は1年) (定款により短縮等可能) (41)
	後任理事の選任	○後任理事の選任は速やかに行うものとし、後任理事選任までの間は現行理事が職務を行うことを定めること (指導監督基準)	○理事定数の3分の1を超える者が欠けたとき、遅滞なく補充 (22)	同左	規定なし	○理事定数の五分の一を超える者が欠けたときは一月以内に補充 (40)	○理事定数の五分の一を超える者が欠けたときは一月以内に補充 (49)	○理事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充 (23)	○理事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充 (37)	規定なし
	法人との関係	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	委任 (43 I)
	権限	○理事が事務執行 (52)、代表 (53) ○理事の代理権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない (54)	○理事が業務執行 (17)、代表 (16) ○理事の代理権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない (30 (民法54 準用))	同左	○責任役員が事務執行 (18 IV、19) ○代表役員が代表 (18 III)	○理事が業務執行 (36)、代表 (37 I) ○理事の代理権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない (49 (民法54 準用))	○理事が事務執行 (68 (民法52 II 準用)) ○理事長が代表 (46の3 III)	○理事が業務執行 (18) ○理事長が代表 (17 I)	○理事が業務執行 (39)、代表 (38)	○理事が業務執行 (44)、代表 (45 I) ○理事が数人あるときは、原則として各自代表。ただし、定款、定款の規定に基づく理事の互選、社員総会の決議による代表すべき者の定め可 (45 II) ○理事の代表権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない (45 V)
	責任	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○法人に対する責任 (47) ○第三者に対する責任 (48)

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
監 事 制 度	取引制限	○法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要あり (57)	○法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要あり (30 (民法 57 準用))	同左	○代表役員は、法人と利益が相反する事項については、代表権を有せず、仮代表役員を選任する必要あり (21 I) ○責任役員は、当該役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有せず、仮責任役員を選任する必要あり (21 II)	○法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要あり (49 (民法 57 準用))	○法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要がある (68 (民法 57 準用))	○法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない (25)	○法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要あり (45 (民法 57 準用))	○法人と理事との利益相反取引をするには社員総会の承認を得なければならない (46)
	理事会制度	○指導監督基準は理事会の設置を前提とした基準を設定	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	理事会の成立要件及び議決要件	○理事会の成立要件、議決要件等を定めること (指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	監事の人数	○定款、寄附行為又は総会の決議をもって1人又は数人の監事を置くことができる (任意) (58) ○必ず1名以上 (指導監督基準)	○1人以上 (必置) (15)	同左	規定なし	○2人以上 (必置) (35 I)	○1名以上 (必置) (46 の 2 I)	○2人以上 (必置) (16 I)	○1人以上 (必置) (36 I)	○1人又は数人 (必置) (51)
	監事兼職禁止規定	○監事は理事を兼ねない (指導監督基準)	○理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない (19)	同左	規定なし	○理事又は学校法人の職員 (私立学校の校長、教員その他の職員を含む) を兼ねてはならない (39)	○理事又は医療法人の職員 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む) を兼ねてはならない (48)	○理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない (20)	○理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない (41)	○理事又は有限責任中間法人の使用人は、監事となることができない (52 II)
	監事の選任	○社団の監事は総会、財団の監事は原則として評議員会で選任 (指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○社員総会において選任 (52 I)
	監事の任期	○原則2年 (指導監督基準)	○2年以内において定款で定める期間 (24 I)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	○3年以内において定款で定める (24)	○2年を超えることはできない (36 II)	○就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで (53 I) ○最初の監事の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結のときまで (53 II)
	後任監事の選任	○後任監事の選任は速やかに行うものとし、後任監事選任までの間は現行監事が職務を行うことを定めること (指導監督基準)	○監事定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充 (22)	同左	規定なし	○監事定数の五分の一を超える者が欠けたときは一月以内に補充 (40)	規定なし	○監事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充 (23)	○監事定数の三分の一を超える者が欠けたときは遅滞なく補充 (37)	規定なし
	法人との関係	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	委任 (54 I)
	権限等	○財産状況監査、業務監査 (59 ①②) ○社員総会又は主務官庁報告義務 (59 ③) ○社員総会招集権 (59 ④)	○業務監査、財産状況監査 (18 ①②) ○社員総会又は所轄庁報告義務 (18 ③) ○社員総会招集権 (18 ④) ○理事に対する意見陳述 (18 ⑤)	同左	規定なし	○財産状況監査、業務監査 (37 IV ①②) ○所轄庁又は評議員会報告義務 (37 IV ③) ○評議員会招集権 (37 IV ④) ○理事に対する意見陳述 (37 IV ⑤)	○財産状況監査、業務監査 ○社員総会又は主務官庁報告義務 ○社員総会招集権 (68 (民法 59 準用))	○業務監査、財産状況監査 (19 ①②) ○法務大臣又は評議員会報告義務 (19 ③) ○評議員会招集権 (19 ④) ○理事に対する意見陳述 (19 ⑤)	○業務監査、財産状況監査 (40 ①②) ○評議員会又は所轄庁報告義務 (40 ③) ○評議員会招集権 (40 ④) ○理事に対する意見陳述 (40 ⑤)	○業務監査 (55 I) ○ (事業遂行状況に係る) 報告徴収・業務財産調査権 (55 II) ○社員総会提出議案等に対する調査義務及び社員総会報告義務 (55 III) ○監事の選任等に係る意見陳述 (55 IV) ○理事の法令等違反に関する社員総会報告義務・総会招集権 (55 V) ○差止請求権 (55 VI) ○監査報告書作成義務 (60 III)

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
	責任	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○法人に対する責任 (56) ○第三者に対する責任 (57)
社 員 総 会	位置付け	○最高意思決定機関 (63)	○最高意思決定機関 (30 (民法 63 準用))	同左			○最高意思決定機関 (68 (民法 63 準用))			○基本的意思決定機 関 (28)
	表決権 定時総会 招集権者 議事録等 成立要件等	○表決権：各社員に平等（定 款に別段の定めがある場合を 除く）(65 I・III) ○通常総会：少なくとも年に 1 回開催 (60) ○招集権者：理事 (60、61) ○招集手続：少なくとも 5 日 前に会議の目的の事項を示 し、定款に定めた方法に従っ て行う (62) ○総会の成立要件及び議決要 件等を定めること（指導監督 基準） ○社員の意思が正当に反映さ れるような措置をとること （指導監督基準）	○表決権：各社員に平等 （定款に別段の定めがあ る場合を除く）(30 (民法 65 I・III 準用)) ○通常総会：少なくとも 年に 1 回開催 (30 (民法 60 準用)) ○招集権者：理事 (30 (民 法 60、61 準用)) ○招集手続：少なくとも 5 日前に会議の目的の事 項を示し、定款に定めた 方法に従って行う (30 (民 法 62 準用))	同左			○表決権：各社員に 平等（定款に別段の 定めがある場合を除 く）(68 (民法 65 準 用)) ○通常総会：少な くとも年に 1 回開催 (68 (民法 60 準用)) ○招集権者：理事 (68 (民法 60・61 準用)) ○招集手続：少な くとも 5 日前に会議の 目的の事項を示し、 定款に定めた方法に 従って行う (68 (民法 62 準用))			○議決権：社員は各 1 個（定款で別段の 定め可）(33) ○定時社員総会：毎 年 1 回一定の時期に 開催 (29 III) ○招集権者：原則と して理事 (29 I) ○招集手続：原則と して社員総会の日か ら 1 週間前までに招 集通知を発する (31) ○議事録作成義務、 議長・出席理事の署 名義務あり (35) ○原則として総社員 の議決権の過半数を 有する社員が出席し、 出席社員の議決権の 過半数で議決 (34 I)
	評議員及び評議員 会	○財団には原則として評議員 を置き、理事及び監事の選任 機関や法人の重要事項の諮問 機関として評議員会を置く ○評議員は理事会で選任し、 原則として理事・監事を兼ね ない ○評議員・評議員会には理事 ・理事会の定数、任期等と同 様の措置を講じる （指導監督基準）	規定なし	同左	規定なし	○評議員会を置き、 理事定数の二倍超の 評議員で組織 (41 I ・II) ○評議員会は評議員 の過半数の出席によ り議事を開き、議事 は出席評議員の過半 数で決する (41 VI～ VIII) ○寄附行為で記載 (30 I ⑥)	規定なし	○評議員会を置くこ とができ、理事定数 超の評議員で組織 (26 I・II) ○定款で記載 (11 I ⑨)	○評議員会を置くこ とができ、理事定数 の二倍超の評議員で 組織 (42 I・II) ○定款で記載 (31 I ⑨)	規定なし
事務局	事務局・職員	○事業規模、内容等を考慮し て事務局を設置し、所要の職 員を置くこと (指導監督基準)	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	外部監査	○各府省は、資産額 100 億円 以上若しくは負債額 50 億円 以上又は収支決算額 10 億円 以上の法人に対し、公認会計 士等による監査を受けるよう 要請する（関係関係会議幹事 会申合せ）	規定なし	○会計について公認 会計士又は監査法人 の監査を受けている こと（租特令 39 の 22 の 2 I ③ロ）	規定なし	○私学助成を受けて いる場合は公認会計 士の監査が必要（私 学助成法 14 III）	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	監査請求	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	代表訴訟	規定なし	規定なし	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○社員は法人に対し、 書面によって理事及 び監事の責任を追及 する訴えの請求可 (49、58 III)
事後 チェ ック の手 段	事業報告書等の提出	○主務官庁による業務の監督 (67 I) ○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II)	○每事業年度、事業報告 書等、役員名簿等及び定 款等を所轄庁に提出 (29 I)	同左 ○各事業年度、事業 報告書、受入寄附金 の額に関する書類等 を国税庁長官に提出 (租特令 39 の 22 の 2 VII)	○毎会計年度の終了 後四月以内に役員名 簿、財産目録等、境 内建物に関する書類 等を所轄庁に提出 (25 IV)	○私学助成を受けて いる場合は、貸借対 照表、収支計算書そ 他の財務計算に関 する書類、収支予算 書等を所轄庁に届出 (私学助成法 14)	○毎会計年度の終了 後二月以内に決算を 都道府県知事に届出 (51)	規定なし	○毎会計年度の終了 後三月以内に、事業 概要等を、所轄庁に 届出 (59)	規定なし
	報告徴収・立入検査等	○主務官庁による監督上必要 な命令 (67 II) ○いつでも業務・財産状況を 検査 (67 III) ○少なくとも 3 年に 1 回以上の 立入検査（関係関係会議幹 事会申合せ）	○法令等違反の疑いがある と認められる相当な理 由があるとき、報告徴収 又は立入検査 (41)	同左	○公益事業以外の事 業を目的に反して行 うこと、規則の認証 要件違反等の疑いあ るとき報告徴収・質問 (78 の 2)	○必要な報告書の提出 (6) ○私学助成を受けて いる場合は、報告徴 収、質問、立入検査 (私学助成法 12 ①)	○業務又は会計が法 令・定款・寄付行為 等違反の疑い、運営 が著しく適正を欠く 疑いがあるとき、報 告徴収又は立入検査 (63)	○法律の施行に必要 な限度で、報告徴収 又は立入検査 (44)	○法令等の遵守を確 かめる必要があると きや、社会福祉法人 に対する助成の目的 が有効に達せられる ことを確保するための 報告徴収又は立入 検査 (56 I、58 II ①)	規定なし

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
事後 チェ ック の 手 段	改善命令	○主務官庁による監督上必要な命令 (67 II)	○設立要件の不充足、法令等違反、又は運営が著しく適正を欠くと認められるとき、所轄庁による改善命令 (42)	同左	規定なし	○法令の規定に適合しない場合、必要な措置をとるよう命令 (学校教育法 4 III) 等	○業務又は会計が法令・定款・寄付行為等違反の疑い、運営の不適正のとき、所轄庁は期限を定めて必要な措置をとるよう命令 (64 I)	○法令等違反、運営の不適正のとき、法務大臣は期限を定めて必要な措置をとるよう命令 (41 I)	○法令等違反、運営の不適正のとき、所轄庁は期限を定めて必要な措置をとるよう命令 (56 II)	規定なし
	事業停止命令	○主務官庁による監督上必要な命令 (67 II)	規定なし	同左	○次の場合、所轄庁による公益事業以外の事業の停止命令 (79) ①公益事業以外の事業を目的に反して実施 ②収益を当該宗教法人等の公益事業のために使用せず	○次の場合、所轄庁による収益事業の停止命令 (61) ①寄付行為所定事業以外の事業実施 ②収益の目的外使用等	○必要な措置命令に従わないとき、都道府県知事による業務の全部又は一部の停止命令 (64 II) ○次の場合、都道府県知事による収益業務の停止命令 (64 の 2) ①定款・寄付行為所定事業以外の事業を実施 ②収益業務から生じた収益を病院等経営に充てない ③収益業務の継続が病院等の業務に支障	○必要な措置命令に従わないとき、法務大臣による業務の全部又は一部の停止命令 (41 II) ○次の場合、法務大臣による公益事業又は収益事業の停止命令 (42) ①定款所定事業以外の事業を実施 ②収益事業からの収益を更生保護事業・公益事業以外の目的に使用 ③公益事業・収益事業の継続が更生保護事業に支障	○必要な措置命令に従わないとき、所轄庁による業務の全部又は一部の停止命令 (56 III) ○次の場合、所轄庁は公益事業又は収益事業の停止を命ずることができる (57) ①定款所定事業以外の事業実施 ②収益事業からの収益を社会福祉事業・公益事業以外の目的に使用 ③公益事業・収益事業の継続が社会福祉事業に支障	規定なし
	法人格取消し（解散命令）（行政）	○法人が目的以外の事業を行い又は設立許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反した場合等において、他の方法では監督目的を達することができないとき、主務官庁による許可取消し (71) ○正当な事由がなく引き続き 3 年以上事業を行わないとき、主務官庁による許可取消し (71)	○改善命令に違反した場合に、他の方法では監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき、所轄庁による認証取消し (43 I) ○法令等違反の場合に、改善命令ではその改善を期待することができないことが明らかで、他の方法では監督の目的を達することができないとき、所轄庁による認証取消し (43 II)	同左	○規則等の認証要件を欠いていることが判明したとき、認証書の交付から 1 年以内に限り、所轄庁による認証取消し (80)	○法令等違反の場合において、他の方法では監督目的を達することができなとき、所轄庁による解散命令 (62)	○成立後又は休止・廃止後 1 年以内に病院等を開設しないとき又は再開しないとき、都道府県知事による設立認可取消し (65) ○法令等違反の場合において、他の方法では監督目的を達することができなとき、都道府県知事による設立の認可取消し (66)	○法令等違反の場合において、他の方法では監督目的を達することができなとき、又は正当な事由なく 1 年以上事業を行わないとき、法務大臣による解散命令 (43)	○法令等違反の場合において、他の方法では監督目的を達することができなとき、又は正当な事由なく 1 年以上事業を行わないとき、所轄庁による解散命令 (56 IV)	規定なし
	解散命令（司法）	規定なし	規定なし	同左	○裁判所は、次の事由があると認めたとき、所轄庁・利害関係人・検察官の請求又は職権で解散命令 (81) ①法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと ②宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと 等	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○裁判所は、一定の場合で公益を維持するため法人存立を許すことができないとき、法務大臣、社員、債権者等の利害関係人の請求により、解散命令 (9 V (商法 58 準用)) ○裁判所は、法人の事業遂行が著しく困難な場合等であり、やむを得ない事由があるとき、総社員の議決権の 10 分の 1 以上の社員の訴えにより、解散命令 (83)

項 目		公益法人 (民法)	NPO 法人 (特定非営利活動促進法)	----- 認定 NPO 法人	宗教法人 (宗教法人法)	学校法人 (私立学校法)	医療法人 (医療法)	更生保護法人 (更生保護事業法)	社会福祉法人 (社会福祉法)	有限責任中間法人 (中間法人法)
解 散	解散事由	①定款又は寄附行為に定める事由 ②法人の目的たる事業の成功又は成功不能 ③破産 ④設立許可の取消し ⑤総会の決議 ⑥社員の欠亡 (⑤⑥は社団法人のみ) (68)	①社員総会の決議 ②定款で定めた解散事由の発生 ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 ④社員の欠亡 ⑤合併 ⑥破産 ⑦設立認証の取消し (31 I)	同左	①任意解散 ②規則で定める解散事由の発生 ③合併 ④破産 ⑤所轄庁の認証の取消し ⑥裁判所の解散命令 ⑦宗教団体を包括する宗教法人にあっては、その包括する宗教団体の欠亡 (43 I、II)	①理事の3分の2以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決 ②寄附行為に定めた解散事由の発生 ③目的たる事業の成功の不能 ④学校法人等との合併 ⑤破産 ⑥所轄庁の解散命令 (50 I)	<社団たる医療法人> ①定款に定めた解散事由の発生 ②目的たる業務の成功の不能 ③総会の決議 ④他の医療法人との合併 ⑤社員の欠亡 ⑥破産 ⑦設立許可の取消し (55 I) <財団たる医療法人> ア寄附行為に定めた解散事由の発生 イ上記②④⑥⑦ (55 II)	①理事の3分の2以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決 ②定款で定めた解散事由の発生 ③目的たる事業の成功の不能 ④合併 ⑤破産 ⑥解散命令 (31 I)	①理事の3分の2以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するもの場合には、その議決 ②定款に定めた解散事由の発生 ③目的たる事業の成功の不能 ④合併 ⑤破産 ⑥所轄庁の解散命令 (46 I)	①定款に定めた事由の発生 ②社員総会の決議 ③合併 ④社員が一人になったこと ⑤破産 ⑥解散を命ずる裁判 (81 I)
	休眠法人に関する規定	規定あり (71)	規定あり (43 I)	同左	規定なし	規定なし	規定なし	規定あり (43)	規定あり (56 IV)	規定あり (84 (商法406ノ3準用))
合併・組織変更に関する規定		○合併の規定なし ○営利法人等への転換に関する指針 (関係閣僚会議幹事会申合せ)	合併の規定あり (33 ~ 39)	同左	合併の規定あり (32 ~ 42)	合併の規定あり (52 ~ 57)	合併の規定あり (57 ~ 62)	合併の規定あり (33 ~ 39)	合併の規定あり (48 ~ 54)	合併の規定あり (122 ~ 149)

(注5) 表1 欄外の (注1) 及び表2 欄外の (注4) のとおり、表1 及び表2 の「必要な規律」に係る項目は、原則として表3 にも重複して含まれ得るが、重複を避けるため表3 には含めていない。